

制定 平成 8年6月 1日  
施行 平成 8年6月 1日  
改正 平成24年8月 1日

## 雨水貯留浸透技術評価認定実施要領

### (総則)

第1条 この要領は、公益社団法人雨水貯留浸透技術協会（以下「協会」という。）が定款第4条（3）に掲げる事業として行う雨水貯留浸透技術に係る評価認定（以下「評価認定」という。）の実施に対し適用するものである。尚、評価認定は、雨水貯留浸透に関する研究開発と、標準化を促進し雨水貯留浸透技術の建設事業への適正かつ迅速な導入を図り、もって総合治水対策及び水循環再生等に寄与することを目的とする。

### (評価認定の対象技術)

第2条 評価認定の対象技術は、雨水貯留浸透技術で次ぎに掲げるものとする。

- (1) 工法に係る計画、設計、施工及び管理に関する技術
- (2) 施設（機器、製品及び材料等）に係る品質及び性能

### (評価認定の申込)

第3条 評価認定を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、別紙様式1の評価認定申込書に必要事項を記入し、申込み料および資料を添えて申し込むものとする。

2. 前項の資料は、別紙様式2の技術概要説明書（開発経緯、開発内容、特徴、使用実績等）及び研究成果報告書、その他必要な資料とする。
3. 費用は、申込み料10万円、評価認定費300万円（ただし、第6条で定めた評価認定委員会の開催日数に準じて決定することができる）。また、技術推薦の場合は100万円とする。なお、確認試験および実地調査を行う場合における費用は、全て申込者が負担するものとする。（金額はいずれも税抜価格）

### (受付け審査)

第4条 評価認定の申込みのあった技術については、受付け審査会において別に定める受付審査基準により評価認定の対象技術としての適否を判断するものとする。

### (申込者との協議)

第5条 前条の受付け審査の結果、評価認定の対象として適当と認められた技術について、次ぎに掲げる事項について申込者と協議し、合意の後、別紙様式3の評価認定申込承諾書を作成し申込者に送付する。

- (1) 評価認定の範囲
- (2) 評価認定期間
- (3) 評価認定費用の納入方法
- (4) 提出資料の種類と提出部数
- (5) その他

### (評価認定の方法)

第6条 評価認定の対象技術は、雨水貯留浸透技術に関する学識経験を有する者で構成される評価認定委員会を設置し審査するものとする。

2. 審査の項目は次の各項目とし、その基準は開発の主旨および開発目標に応じて、評価認定委員会が定めるものとする。
  - (1) 貯留または浸透機能
  - (2) 設置条件に適合する強度・耐久性
  - (3) 機能を維持・確保する対策
3. 前項の評価認定は、原則として申込者が提出した資料に基づいて行うものとし、必要に応じ、申込者に対して資料の説明及び新たに必要となった資料の追加、実地調査を求めることができる。
4. 前項の資料作成に当たり、必要に応じ、申込者に対して公的な試験機関及び試験場所での試験実施を請求できる。
5. 評価認定の期間は、原則として1年未満とし評価認定委員会の開催日数は、原則として3回とする。
6. 評価認定の対象技術のうち、既に公的法人（機関）において評価あるいは認定された技術については、協会技術部において審査を行うものとする。

(評価認定の過程で発生した工業所有権等)

第7条 評価認定の過程における実験又は技術改良等に関連して新規に発生した技術に係る工業所有権（出願権を含む）の取扱いについては、別途協会と申込者とが協議して定めるものとする。

(評価認定書および技術推薦書の交付)

第8条 評価認定の申込みのあった技術についての審査を終了したときは、遅滞なく別紙様式4に定める技術評価認定書を作成し、協会において申込者に交付するものとする。

2. 第6条第6項に該当する技術についての審査を終了したときは、遅滞なく別紙様式5に定める技術推薦書を作成し、協会において申込者に交付するものとする。この場合において、様式4のうち「評価認定」とあるのは「推薦」と、「評価認定結果」とあるのは「推薦理由」読み替えるものとする。

(費用の納入および変更)

第9条 第5条の規程に基づき、所要の経費を評価認定申込承諾書受領後10日以内に協会に納入するものとする。

2. 申込者が評価認定の途中において評価認定依頼を取り下げた場合は、協会が別に定める積算方式によって費用の精算を行い、その時点で評価認定の作業を中止するものとする。
3. 所要経費に大幅な変更が予想される場合には、その時点で申込者と協議するものとする。

(評価認定書および技術推薦書の有効期間と管理)

第10条 評価認定および技術推薦の有効期間は、5年間とする。

2. 評価認定あるいは技術推薦を受けた者は、各事業年度の評価認定に係る技術の使用実績及び使用状況等を、各事業年度終了後3ヶ月以内に協会に報告しなければならない。
3. 評価認定を受けた技術をOEM供与する場合は、遅滞なく協会にOEM供与先等について報告しなければならない。

(評価認定書および技術推薦書の更新)

第 11 条 評価認定の有効期間の終了にあたってその評価認定を更新しようとする者は、有効期間満了の 1 ヶ月前までに別紙様式 5 の評価認定更新申込書に必要事項を記入し協会と更新手続きを行うものとする。

2. 協会は、更新手続きに当たり、技術革新に伴い当初の対象技術に、改良が必要と認められた場合には、第 12 条第 1 項に基づいて変更を求めることができる。
3. 評価認定の更新が認められた技術については、有効期間を 5 年間として更新するものとし、新たに評価認定書あるいは技術推薦書を作成し申込者に送付する。
4. 更新に要する経費は、評価認定書は 30 万円 (税抜)、技術推薦書は 10 万円 (税抜) とし、更新承認後 10 日以内に協会に納入するものとする。

(評価認定の変更及び取り消し)

第 12 条 協会若しくは、評価認定を受けた者は、その評価認定に係る技術の内容を変更しようとする場合においては、その変更については、第 3 条から前項までの規定を準用し、評価認定の全部又は一部を変更することができる。

2. 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、評価認定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 評価認定を受けた者が、偽りその他不正の手段により評価認定を受けたことが判明した場合
  - (2) 評価認定を受けた者が、評価認定の内容と異なる技術の評価認定を受けたものとして使用したことが判明した場合
  - (3) 評価認定を受けた者が、第 10 条第 2 項報告を行わなかった場合
  - (4) 評価認定を受けた者が、評価認定の取り消しを申し出た場合
  - (5) 評価認定を受けた者が、何らかの手段により他の申込者の評価認定への申込を妨害した場合
3. 前項の規定により評価認定の全部又は一部を変更及び取り消した場合には、申込者に通知するものとする。

(評価認定に係る技術の普及)

第 13 条 協会は、雨水貯留浸透技術の水準の向上に資するため、評価認定を受けた技術の一般への普及に努めるものとし、協会が発行する刊行物に定期的に掲載するものとする。

(評価認定に係る技術であることの表示)

第 14 条 評価認定書あるいは技術推薦書の交付を受けた者は、評価認定に係る技術の実施に当たり評価認定された内容の表示を関係者に行うことができる。

(その他の評価認定)

第 15 条 この実施要領に基づき、既に評価認定を受けた対象技術を OEM 供与品として認定を付与する場合 (評価認定 OEM 版)、また、この実施要領の基準に満たない簡易な製品、部品、附属品等に認定を付与する場合 (製品評価認定) の取扱いについては、別に定める。

附 則

この改正後の要領は、平成 24 年 8 月 1 日より施行する。